

様式2 誓約書及び役員等名簿

1/3ページ

2/3ページ

3/3ページ

様式 2 (第 6 条関係)

建設業労働災害防止協会 会長 殿

誓約書

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団排除に関する誓約等
下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。あわせて本様式 2-1「役員等名簿」を提出いたします。
- (1) 団体が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 労働関係法令の違反等に関する申告
下記のいずれにも該当することを申告いたします。
- (1) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）。
 - (2) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと。
 - (3) 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。
- 3 資格要件等の申告
- (1) 建設業許可を有する者、その他補助事業者が適当と認める者であることを申告いたします。
 - (2) 以下の中小企業の定義のいずれかに該当する中小企業であることを申告いたします。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者であって、下記②～④までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。
 - ② 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が 100 人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

- ③ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ④ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- (3) 労働保険・厚生年金保険等へ法令に基づき適切に加入しており、かつ、未納がないことを申告いたします。

- 4 所有権の移転
機械の所有にあたっては、所有権が完全に移転することを誓約します。
- 5 取得財産の管理及び調査に関する協力
交付決定の翌年度から5年以内に補助金を受けた財産を譲渡又、交換、賃借、担保に供すること、又は取壊し（廃棄を含む）をしないことを誓約いたします。また、被災防が取得財産を調査する際には協力をすることを誓約します。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

必ずご記入下さい。 代表者印が必要です。

様式 2-1 (第 6 条関係)

役員等名簿

法人（個人）名：

[illegible]